

寒川町都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月4日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第1号

寒川町都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町都市公園条例施行規則（平成9年寒川町規則第18号）の一部を次のように改正する。

第6号様式中「

サブアリーナ	☐ 照明100%点灯	☐ 音響設備
武道場	☐ 簡易放送設備	

」を

「

サブアリーナ	☐ 照明100%点灯	☐ 音響設備	☐ 冷房	☐ 暖房
武道場	☐ 簡易放送設備	☐ 冷房 ☐ 全面 ☐ 1／2	☐ 暖房 ☐ 全面 ☐ 1／2	

」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 寒川総合体育館に係る使用に関する手続きは、施行日前においてもこの規則による改正後の寒川町都市公園条例施行規則の規定の例により行うことができる。

（残存用紙の使用）

3 この規則の施行前に、旧規則の規定により既に調製された様式で用紙が現に残存するものに限り、所要の調整をし、当分の間使用することができる。